

●・募・集・●

## 一人金婚者を表彰します

町では、昭和36年1月1日から12月31日までの間に結婚された後、配偶者と死別され、今年結婚50周年を迎える方を表彰します。該当する方は、申し込んでください。

※電話での申し込みは不可。

申込期限 9月15日(水)

申込・問い合わせ先  
役場健康福祉課 福祉係

内線131

## 戦没者遺児による慰靈友好親善事業

この事業は、厚生労働省から委託・補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れる慰靈追悼を行なうとともに、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

費用 参加費として10万円

実施地域 フィリピン、東部  
二ユーギニア、西部二ユー

ギニア、中国、ボルネオ・マレー半島、ミャンマー、ソロモン諸島、マリアナ諸島、トラック諸島、パラオ諸島、インド、バシー海峡

マレー半島、ミャンマー、ソロモン諸島、マリアナ諸島、トラック諸島、パラオ諸島、インド、バシー海峡

## 問い合わせ先

(財)日本遺族会事業課事業係  
☎ 03-3261-5521

## 初級講座 Power Point

今やExcel・Wordと並んでよく聞くソフトの名前Power Point。ほとんどの研修や会議では当たり前のように使われているプレゼンテーションのソフトです。一から勉強してみませんか?

研修内容については、ミニテラスホームページをご覧ください。

日程 8月27日・9月3日・  
10日・17日・24日  
※5回講座 すべて土曜日  
時間 午後1時30分～3時30分

場所 ミナテラスIT学習室  
募集人員 20人(先着順)  
受講資格 町内に在住、在勤  
している人

受講料 500円(テキスト  
代が別途1,000円必要)

申込期間 8月26日(金)まで

午前9時～午後5時  
(月曜休館)

申込方法 ミナテラス窓口に直接申し込んでください。

※定員になり次第締め切ります。  
※受講料の500円は申し込み時に支払いいただきます。

※電話での申し込みは不可。  
問い合わせ先 ミナテラス  
☎ 287-8411

## 東日本大震災で被災した労働者などの労災保険給付

仕事中に地震や津波に遭い、ケガをされた(死亡された場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます)。

受け取ることができる保険給付は、治療や投薬をはじめ、お亡くなりになった場合には、遺族年金または一時金、療養のために行なった場合には、賃金の約8割に相当する給付、

障がいが残った場合には障害年金または一時金などがあります。

「どのようない給付があるのか」「いくらなのか」など、詳しく述べてください。

問い合わせ先 熊本労働局労働基準部労災補償課  
☎ 355-3183

## 町公民館講演会「防災講演会」

東日本大震災を目の当たりにして、「益城町にも断層があるって聞くけど、大丈夫なの?」とお考えの人も多いと思います。

そこで、熊本県や益城町の活断層と地震活動についての講演会を開催します。

地震への備えは、まず「私たちを取り巻く状況を正しく理解すること」です!

ぜひ、ご参加ください。

日時 9月10日(土)  
時間 午後2時～

会場 町文化会館  
演題 「熊本県、そして益城町の活断層と地震活動について」

認定審査会の資料、その他公的診断による資料があり、一定の要件に該当する場合は、遺族に一時金が支給されます。

また、県外(名古屋、大阪、東京)での説明会も行われます。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

県環境生活部水俣病保健課  
☎ 333-2306

対象 全町民  
参加費 無料  
申し込み 不要

問い合わせ先 町教育委員会 生涯学習課  
☎ 286-3111  
内線322

## 水俣病被害者に対する救済申請の受け付け

県では、水俣病被害者に対する救済の申請を受け付けています。

対象となる人は、かつて水俣湾またはその周辺の汚染された魚などをたくさん食べた人のうち、両手足の先などに感覚障がいを持つ人です。

なお、すでに亡くなられた人についての水俣病被害者救済の申請も受け付けています。

亡くなられた人で、「過去の認定審査会の資料、その他公的診断による資料」があり、一定の要件に該当する場合は、遺族に一時金が支給されます。

また、県外(名古屋、大阪、東京)での説明会も行われます。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

県環境生活部水俣病保健課  
☎ 333-2306